

京都市道路構造条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第52号）
（建設局建設企画部監理検査課）

道路法及び道路構造令の一部改正を踏まえ、次のとおり、規定整備を行うこととしました。

- 1 道路法の一部改正により、道路管理者が、その管理する道路のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、歩行者利便増進道路として指定することができることになったこと等を踏まえ、歩行者利便増進道路に係る道路の構造の技術的基準を定めることとします。
- 2 道路構造令の一部改正により、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯が新たに設けられたこと等を踏まえ、自転車通行帯の設置に係る技術的基準を定めることとします。

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

京都市道路構造条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第52号

京都市道路構造条例の一部を改正する条例

京都市道路構造条例の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第41条」に、「第41条～第43条」を「第42条～第44条」に、「第44条・第45条」を「第45条～第47条」に、「第46条」を「第48条」に改める。

第2条第2項中第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、同項第22号中「車道」の右に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同号を同項第23号とし、同項第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第4条第1項本文中「停車帯」の右に「, 自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の右に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第6条第2項中「副道」の右に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「(第3項に規定する道路を除く。)」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項から第10項までを1項ずつ繰り上げ、同条第11項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同項を同条第10項とする。

第46条を第48条とする。

第45条第4項中「第12条まで、第14条から第42条まで及び第43条第1項」を「第13条まで、第15条から第43条まで及び第44条第1項」に改め、第4章中同条を第46条とし、同条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第47条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する

必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例第3条から第7条までに規定する基準に適合する構造とするものとする。

第44条第5項中「第42条」を「第43条」に、「第13条」を「第14条」に改め、同条を第45条とする。

第43条第1項中「第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条」を「第9条第4項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項、第19条から第26条まで、第27条第3項並びに第29条」に改め、同条第2項中「第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項」を「第9条第4項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項、第23条第1項、第25条第2項、第27条第3項」に、「第45条第1項」を「第46条第1項」に改め、第3章中同条を第44条とする。

第42条中「第6項まで、第9項及び第11項」を「第5項まで、第8項及び第10項」に、「第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条並びに第35条」を「第11条第1項及び第2項、第12条第3項、第13条第1項、第2項及び第4項、第16条第1項、第17条第1項、第20条、第21条、第22条第1項、第24条、第26条第2項、第27条第3項、第31条第3項、第34条並びに第36条」に改め、同条を第43条とする。

第41条中「第16条、第17条、第27条、第29条、第34条及び第38条」を「第17条、第18条、第28条、第30条、第35条及び第39条」に改め、同条を第42条とする。

第2章中第40条を第41条とし、第35条から第39条までを1条ずつ繰り下げる。

第34条中「横断歩道橋等」の右に「、自動運行補助施設」を加え、同条を第35条とする。

第33条第3号中「車道」の右に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同条を第34条とする。

第32条を第33条とする。

第31条第4項中「第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条及び第28条」を「第17条、第19条、第20条、第22条から第24条まで、第26条及び第29条」に改め、同条を第32条とする。

第30条を第31条とし、第18条から第29条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条ただし書中「第35条」を「第36条」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第1項本文中「自転車道」の右に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条を第13条とする。

第11条第1項本文中「自転車道」の右に「又は自転車通行帯」を加え、同条を第12条とする。

第10条第1項本文中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第9条 自動車の交通量が1日につき4,000台以上であり、かつ、自転車の交通量が1日につき1,000台以上である第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合として別に定める場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が1日につき1,000台以上である第3種若しくは第4種の道路又は自動車の交通量が1日につき4,000台以上であり、かつ、歩行者の交通量が1日につき1,000人以上である第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及

び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合として別に定める場合においては、この限りでない。

3 第3種又は第4種の道路(前2項に規定する道路を除く。)であって、自転車の通行に配慮して安全かつ円滑な交通を確保するため特に必要がある場合には、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合として別に定める場合においては、この限りでない。

4 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

5 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路構造条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手する新設又は改築の工事に係る道路について適用し、この条例の施行の際現に着手している新設又は改築の工事に係る道路については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

3 京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第12条第3項」を「第13条第3項」に改め、同条第2項中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改める。

(建設局建設企画部監理検査課)